

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案 新旧対照条文

○健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成二十一年内閣府令第五十七号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(再審査)</p> <p>第五条 特定保健用食品に係る法第二十六条第一項の許可を受けた者は、当該特定保健用食品の安全性又は効果についての新たな知見が得られたときは、その旨及び当該知見の内容を消費者庁長官に報告しなければならない。</p> <p>2  内閣総理大臣は、消費者庁長官が法第二十六条第一項の許可を行った特定保健用食品について、前項の報告があつた場合その他の場合において必要があると認めるときは、食品安全委員会(安全性に係るものに限る。)及び消費者委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>3  消費者庁長官は、前項の意見を踏まえ、再審査を行い、必要に応じ、当該特定保健用食品に係る法第二十六条第一項の許可を法第二十八条第三項の規定により取り消すものとする。</p> <p>(特別用途食品の表示事項等)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 特定保健用食品であつて、保健の目的に資する栄養成分について国</p>	<p>(再審査)</p> <p>第五条 (新設)</p> <p>内閣総理大臣は、消費者庁長官が法第二十六条第一項の許可を行った特定保健用食品について、新たな科学的知見が生じたときその他必要があると認めるときは、食品安全委員会(安全性に係るものに限る。)及び消費者委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>2  消費者庁長官は、前項の意見を踏まえ、再審査を行い、必要に応じ、当該特定保健用食品に係る法第二十六条第一項の許可を法第二十八条第三項の規定により取り消すものとする。</p> <p>(特別用途食品の表示事項等)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 特定保健用食品であつて、保健の目的に資する栄養成分について国</p>

民の健康の維持増進等を図るために性別及び年齢階級別の摂取量の基準が示されているものにあつては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の、当該基準における摂取量を性及び年齢階級（十八歳以上に限る。）ごとの人口により加重平均した値に対する割合

十一・十二（略）

2・3（略）

民の健康の維持増進等を図るために性別及び年齢階級別の摂取量の基準が示されているものにあつては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の、当該基準における摂取量を性及び年齢階級（六歳以上に限る。）ごとの人口により加重平均した値に対する割合

十一・十二（略）

2・3（略）